視覚障害者誘導用ブロック設置例

●継続的直線歩行を案内する場合

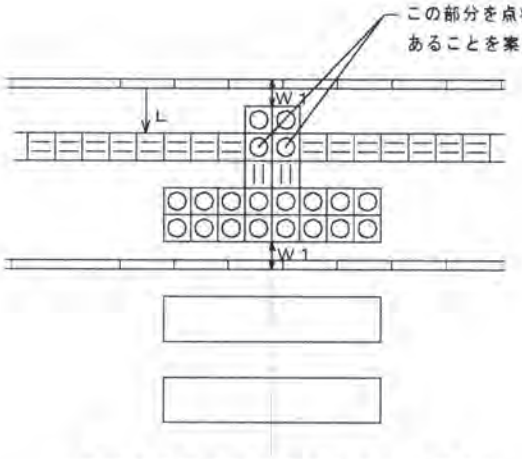

（継続的直線歩行を案内している場合）

W1：30cm程度
L：60cm程度
（ただし、路上施設や占用物件の設置状況などによって、この値とすることが適切でない場合は、この限りではない。）

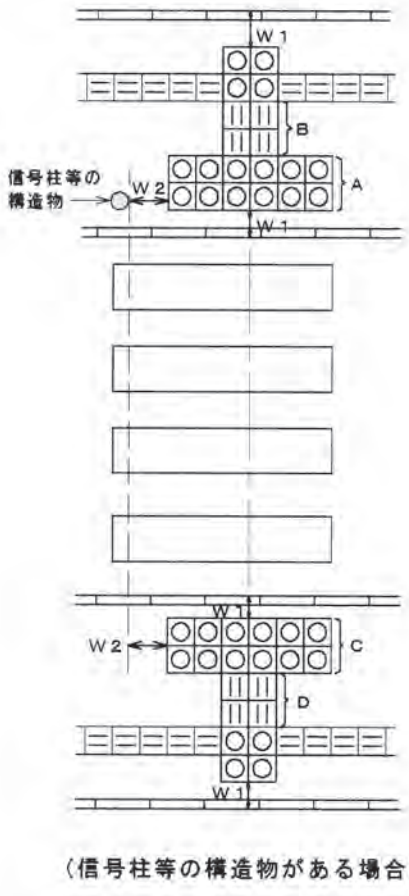

（信号柱等の構造物がある場合）

W1：30cm程度
W2：30～60cm程度

注1)A部分の点状ブロックは、接近しない方が好ましい構造物からW2離して設置することが望ましい。

注2)B部分の線状ブロックは、A部分の点状ブロックの中心部に設置することが望ましい。

注3)対面側の点状ブロック(C部分)及び線状ブロック(D部分)についても、同様の措置を取り、C部分からA部分にわたる視覚障害者が当該構造物に接触しないようにすることが望ましい。